

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	水島港みなとカメラ設置検討業務						
業 務 概 要	業 務 内 容		規 格・形 状 寸 法		単 位	数 量	摘 要
	みなとカメラ設置検討業務						
	計画・準備	計画準備	式	1			
		協議・報告	回	3			事前協議1回、中間報告1回、最終報告1回
	現地調査	現地踏査	式	1			
		資料収集整理	式	1			
	検討・設計	設置位置の検討	式	1			
		画像伝送設備の検討	式	1			
		みなとカメラシステムの設計	式	1			
	資料作成	関係機関との協議資料作成	式	1			
		機器設置設計図書等の基礎資料の作成	式	1			
	照査	照査	式	1			
	業務完成図書	報告書作成	式	1			
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局宇野港湾事務所長 笹岡 実也 国土交通省中国地方整備局宇野港湾事務所 岡山県玉野市築港1－1－3						
契 約 年 月 日	令和7年7月16日						
契 約 業 者 名	公益社団法人日本港湾協会						
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区赤坂3－3－5						
契 約 金 額	¥15,070,000（税込み）						
予 定 価 格	¥15,070,000（税込み）						
随意契約によることとした理由	本業務は、水島港内における直轄港湾工事の施工管理及び、災害・事故時等の危機管理を含めた施設管理を行うためのみなとカメラシステムのカメラ設置場所、通信方法、設備等について検討を行うものである。 簡易公募型（選定段階省略型）プロポーザル方式により、手続開始の公示を行ったところ、1社から参加表明書及び技術提案書が提出された。提出された参加表明書等について資格要件及び専門技術力等から総合的に評価した結果、公益社団法人日本港湾協会を本業務の契約相手方として特定したものである。 以上により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3項に基づき、同社と随意契約を行うものである。						
業 務 場 所	倉敷市児島塩生周辺（想定）、宇野港湾事務所、宇野港湾事務所水島港出張所						
業 種 区 分	建設コンサルタント等						
履 行 期 間 （ 自 ）	令和7年7月16日						
履 行 期 間 （ 至 ）	令和7年12月26日						
備 考							